

広島県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百十条第四項で準用する第六十七条第一項の規定に基づき、平成三十年において、漁業権者が実施すべき増殖の目標量等を次のとおり指示した。

平成二十九年十二月二十五日

広島県内水面漁場管理委員会  
会長 辻 駒 健 二

指示番号	漁業権番号	漁業権者の名称	増殖		指示数	備考
			魚種名	方法		
一	内水第一号共	木野川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	一〇〇 キログラム	
二	内水第二号共	〃	ます	〃	一〇〇 〃	在来ますは「あまこ」とする。
三	内水第三号共	〃	ます	〃	二〇 〃	在来ますは「あまこ」とする。
四	内水第四号共	〃	あゆ	〃	五〇 〃	
五	内水第五号共	吉和川漁業協同組合	あゆ	〃	三六〇 〃	
六	内水第六号共	〃	ます	〃	三六〇 〃	在来ますは「あまこ」とする。
七	内水第七号共	水内川漁業協同組合	あゆ	〃	八〇〇 〃	
八	内水第八号共	〃	こい	〃	四〇 〃	主として「黒い」とする。
八	内水第八号共	〃	ます	〃	二五〇 〃	在来ますは「あまこ」とする。
八	内水第八号共	〃	うなぎ	〃	二〇 〃	
九	内水第九号共	広島市内水面漁業協同組合	あゆ	〃	一五〇 〃	
九	内水第九号共	〃	うなぎ	〃	六〇 〃	
九	内水第九号共	〃	こい	〃	一〇〇 〃	主として「黒い」とする。
九	内水第九号共	〃	ふな	〃	一〇〇 〃	





三六		三五		三四	三三		三二	三一	三〇	二九		二八						
内水共 第四〇号		内水共 第三九号		内水共 第三八号	内水共 第三七号		内水共 第三六号	内水共 第三五号	内水共 第三四号	内水共 第三三号		内水共 第三二号						
江の川漁業 協同組合		"		西城川漁業 協同組合	"		神之瀬川漁 業協同組合	"	"	田総川漁業 協同組合		可愛川漁業 協同組合						
はや(お いかわ)	ふな	こい	うなぎ	あゆ	うなぎ	ます	あゆ	うなぎ	ます	こい	あゆ	ます	こい	うなぎ	あゆ	はや(お いかわ・ かわむつ		
産卵床造 成	種苗放流 (移植放 流含む)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	種苗放流	産卵床造 成		
一、八〇〇 平方メ ートル	一〇〇 キログ ラム	二四〇 "	三〇 "	三七〇 "	五、四五〇 "	七〇 "	三〇〇 "	二、一九〇 "	二〇 "	一四〇 "	二四〇 "	二七〇 "	二〇 "	三〇 "	一〇 "	一〇 "	一二〇 "	二、〇〇〇 平方メ ートル
産卵床造成又は 種苗放流とす る。			主として「黒い」とする。 放流は、灰塚ダムより上流とする。				在来ますは「やまめ」とする。			主として「黒い」とする。 在来ますは「やまめ」とする。							産卵床造成又は 種苗放流とす る。	



五〇		四九	四八				四七	四六	
内水共 第五四号		内水共 第五三号	内水共 第五二号				内水共 第五一号	内水共 第五〇号	
福山市芦田川 漁業協同組合		〃	芦田川府中漁 業協同組合				〃	芦田川上流漁 業協同組合	
ふな	うなぎ	ます	にもくずが	ふな	うなぎ	あゆ	ふな	うなぎ	あゆ
〃	〃	種苗放流	流稚がに放	〃	〃	〃	〃	〃	種苗放流
二〇 〃	三〇 〃	四〇 〃	五 〃	五〇 〃	二五 〃	四五〇 〃	六〇 〃	四〇 〃	三〇〇 キログラム
		在来ますは「あまご」とする。							